

重要事項の説明について

bit-drive IP 通信網サービスのご利用にあたっては、この「重要事項に関する説明について」「個人情報の利用目的に関するご通知、同意事項について」の内容を十分にご理解の上、お申込みください。

■サービス名称と契約約款の上の標記は以下の通りです。

(1) 第1種 IP 通信網サービス

契約約款 区分				サービス名称	
細目	カテゴリ	タイプ	プラン		
光アクセス メニュー	カテゴリ 1	タイプ 1	プラン 1	ファイバーリンク IPv4 シングル premium IP1	
			プラン 2	ファイバーリンク IPv4 シングル premium IP8	
			プラン 3	ファイバーリンク IPv4 シングル premium IP16	
		タイプ 2	プラン 1	ファイバーリンク IPv4 シングル pro IP1	
			プラン 2	ファイバーリンク IPv4 シングル pro IP8	
			プラン 3	ファイバーリンク IPv4 シングル pro IP16	
		タイプ 3	プラン 1	ファイバーリンク IPv4 シングル advance IP1	
			プラン 2	ファイバーリンク IPv4 シングル advance IP8	
		タイプ 4	プラン 1	ファイバーリンク IPv4 シングル light IP1	
			プラン 2	ファイバーリンク IPv4 シングル light IP8	
		カテゴリ 2	タイプ 1	プラン 1	ファイバーリンク IPv4/v6 デュアル premium IP1
				プラン 2	ファイバーリンク IPv4/v6 デュアル premium IP8
	プラン 3			ファイバーリンク IPv4/v6 デュアル premium IP16	
	タイプ 3		プラン 1	ファイバーリンク IPv4/v6 デュアル advance IP1	
			プラン 2	ファイバーリンク IPv4/v6 デュアル advance IP8	
	タイプ 4		プラン 1	ファイバーリンク IPv4/v6 デュアル light IP1	
			プラン 2	ファイバーリンク IPv4/v6 デュアル light IP8	
	カテゴリ 3		タイプ 1	区分無し	ファイバーリンク IPv6 シングル premium
タイプ 3		区分無し	ファイバーリンク IPv6 シングル advance		
タイプ 4		区分無し	ファイバーリンク IPv6 シングル light		
DSL アクセス メニュー	区分無し	タイプ 1	プラン 1	ADSL light フレッツタイプ	

(2) 第2種 IP 通信網サービス

契約約款 区分				サービス名称
品目	カテゴリ	タイプ	プラン	
光アクセス メニュー	カテゴリ 1	区分無し	プラン 1	ファイバーコネク ト IPv4 シングル IP1
			プラン 2	ファイバーコネク ト IPv4 シングル IP8
	カテゴリ 2		プラン 1	ファイバーコネク ト IPv4/v6 デュアル IP1
			プラン 2	ファイバーコネク ト IPv4/v6 デュアル IP8
	カテゴリ 3		区分無し	ファイバーコネク ト IPv6 シングル
Nuro アク セスメニ ュー	カテゴリ 2	タイプ 1	区分無し	Nuro アクセス スタンダード
		タイプ 2		Nuro アクセス プレミアム 30M
		タイプ 3		Nuro アクセス プレミアム 50M

(3) 第4種 IP 通信網サービス

契約約款 品目	サービス名称
---------	--------

LTE 方式	モバイルアクセス LTE
--------	--------------

(4) 第5種 IP 通信網サービス

契約約款 区分			サービス名称
カテゴリ	タイプ	プラン	
カテゴリ1	タイプ1	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP8
	タイプ2	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP8
	タイプ3	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP8
	タイプ4	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル light IP8
	タイプ5	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP8
	タイプ6	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP8
	タイプ7	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP8
	タイプ8	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4 シングル advance IP8
カテゴリ2	タイプ1	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP8
	タイプ2	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP8
	タイプ3	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP8
	タイプ4	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル light IP8
	タイプ5	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IIP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IP8
	タイプ6	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IP8
	タイプ7	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IP8
	タイプ8	プラン1	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IP1
		プラン2	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv4/v6 デュアル advance IP8
カテゴリ3	タイプ1	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル light
	タイプ2	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル light
	タイプ3	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル light
	タイプ4	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル light
	タイプ5	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル advance
	タイプ6	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル advance
	タイプ7	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル advance
	タイプ8	区分無し	ファイバーリンク 光コラボレーション IPv6 シングル advance

■ 提供主体の名称

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 法人サービス事業部門

注)ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の組織変更により、名称が変更となる場合があります。

■ 品質

bit-drive が提供する回線の品質を以下に規定します。

- (1) bit-drive の回線サービスは、ベストエフォートによるインターネット接続です。
- (2) ネットワーク工事等により通信が切断されることがあり、インターネットへの接続を常時保証、確保するサービスではありません。
- (3) ネットワークを複数のお客様で共有するサービスであることから品質についてはネットワークの混雑状況により低下する場合があります。

一部の回線のご利用状況により、他の大多数の通信が著しくふくそうしたとき、又はその恐れがあるとき、当社はそのふくそうを起こす原因となった回線の通信を制限、停止することがあります。

- (4) 逆引き権限委譲を行っていない場合、当社が割当てた IP アドレスで DNS サーバ等を設置した際、不具合が発生することがあります。
- (5) 第 1 種 IP 通信網サービス、第 2 種 IP 通信網サービスにおいて、サービスの変更、お客様の住所変更により IP アドレスが変更になることがあります。
- (6) ネットワークの計画メンテナンス工事等につきましては、可能な限り夜間等に実施しますが、やむを得ない場合は平日の昼間に行うことがあります。また、協力事業者、フレッツの提供区間についてはその事業者が定める規定等によります。
- (7) NTT 東西会社が提供する B フレッツ/フレッツ光ネクスト回線をご利用の場合、本サービスはアクセスラインに NTT 東西会社の提供する「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」を使用しているため、表示速度については「B フレッツ/光ネクスト」規格上の最高速度です。
- (8) NTT 東西会社が提供する DSL 回線をご利用の場合表示速度はそれぞれの会社が提供する「フレッツ ADSL」サービスの規格上の最高速度です。お客様から NTT ビルまでの距離、ケーブルの品質、環境などにより規格通りの速度が出ないことがあります。

■ 保守上の対応についてのご注意

(1) フレッツ回線の計画工事情報の取り扱いについて

NTT 東西が提供するフレッツ回線(光ネクスト、B フレッツ、フレッツ ADSL など)につきましては、お客様と NTT 東西との契約になっておりますので、ご契約のフレッツ回線に関する計画工事情報は、NTT 東西へ直接お問い合わせいただくか、NTT 東西の Web サイトをご参照ください。障害のご申告を当社にいただいた際は、切り分けのサポート、ならびに当社が知りうる範囲内のフレッツ障害情報はお伝え可能ですが、お客様個別のフレッツ回線に関して当社から NTT へ障害対応依頼は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

■ 利用料

第 2 種契約、第 5 種契約において、お客さまのビルの構造、階数等によっては利用料が変動する場合があります。追加で費用がかかる場合は、別途、提示させていただきます。

■ 最低利用期間

ファイバーリンク(光コラボレーションを含む)、ADSL light フレッツタイプ	提供を開始した日から起算して 1 ヶ月間
ファイバーコネク、Nuro アクセス	提供を開始した日から起算して 1 年間
モバイルアクセス	提供を開始した日から起算して 2 年間

- ・最低利用期間内で解約解除を行った場合は、契約解除料を請求させていただきます。
- ・モバイルアクセスは、2 年間の継続契約がお申し込みの条件となります。

継続契約は 2 年単位で自動更新されます。継続契約期間中に解約をされる場合は、契約解除料 9,500 円(税抜)を請求させていただきます。

■ 利用中止

当事業部は、次の場合には、IP 通信網サービスの利用を中止することがあります。その場合、あらかじめそのことを IP 通信網契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (1) 当事業部の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 一部の回線による利用により、他の回線の通信が著しくふくそうしたとき、又はその恐れがあるとき、当事業部はそのふくそうを起こす原因となった回線の通信を制限、または提供を中止することがあります。
- (3) 契約約款第 50 条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

■ 契約の解除

当事業部は、IP 通信網契約者が次のいずれかに該当する場合は、その IP 通信網サービスの利用を停止、契約の解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又はその恐れがあると当事業部が判断したとき。
- (2) 契約約款第 69 条(利用に係る IP 通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当事業部の承諾を得ずに、利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当事業部以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当事業部の設置する電気通信回線を接続したとき。
- (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当事業部の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取り外さなかったとき。
- (5) その他、契約約款の規定に反する行為であって、IP 通信網サービスに関する当事業部の業務遂行、電気通信設備又は施設に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (6) IP 通信網契約者が送信した電子メール(当事業部以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、電気通信事業者その他第三者から異議申立てがあり、その IP 通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことが IP 通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当事業部が認めるとき

■ 契約者の義務

IP 通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障がないと、当社が認めた場合を除いて、その利用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、IP通信網サービスを利用しないこと。
- なお、次項に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- (6) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を用いて前各号に定める禁止行為を他人に行わせないこと。
 - (7) 契約者は、前項の規定に違反してその利用回線等を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

■ 通信制限事項及び輻輳制御などについて

◇Nuro アクセスにおける利用制限をして下記の項目を実施することがありますので、ご了承願います。

- ① 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがございます。
- ② 当社は、お客さまの利用の公平を確保し、NURO アクセス(スタンダード・プレミアム)を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがございます。

◇モバイルアクセスにおける利用制限をして下記の項目を実施することがありますので、ご了承願います。

- ① アプリケーションによってはご利用出来ない場合があります。
- ② 通信速度制限、輻輳制御の内容は、変更される場合があります。
- ③ 本サービス網全体の輻輳状態が継続される事を避けるため、輻輳制御を行う場合があります。

上記①から③に加え、モバイルアクセス LTE においては、下記の項目を実施することがありますので、ご了承願います。

- I. 当日を含む 3 日間の合計データ通信量が、500MB に達した場合、通信速度を制限させていただきます。
- II. 2013 年 10 月以降、当月ご利用のデータ通信量が 5GB に達した場合、当月末までの通信速度を制限させていただきます。
- III. ファイル交換(P2P)アプリケーションはご利用いただけません。
- IV. 通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
- V. 動画ファイルの添付・ダウンロードなど、大量のデータの送受信や、ストリーミング、動画再生などの連続したデータを送受信した場合、一時的に通信速度を制限する場合がございます。
- VI. 本サービスはプライベート IP アドレスが割り当てられます。

なお、詳細および、他の回線サービスにおける制限等は、IP 通信網サービス契約約款・Web・マニュアル等、当社が別途提示する情報も合わせてご確認ください。

■ IP 通信網サービスにおける禁止事項

- (1) 第三者又は当事業部の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者又は当事業部の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 第三者又は当事業部を差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為。
- (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為。
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為。
- (8) 第三者又は当事業部が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (9) 公職選挙法に抵触する行為。
- (10) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的とするメールを送信する行為。
- (11) 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、架空メールアドレスに宛てたメールの送信をする行為。
- (12) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール(嫌がらせメール、迷惑メール)を送信する行為。
- (13) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (14) 他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装のためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む)。
- (15) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的として送信されたメール(本号においてはIP通信網サービスを利用して送信されたか否かを問わないものとします。)の受信者を特定のURL又は特定のサービスに導く目的で当事業部のIP通信網

サービスを利用し、当事業部の社会的信用を毀損する行為。(IP通信網サービスが当事業部の社会的信用を毀損する態様で利用されている旨の通知を当事業部から受けたにも拘わらず、IP通信網契約者が、同契約者にとって可能な是正措置を正当な理由なくして相当な期間内に講じることを怠った場合を含みます。)

- (16) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信量(トラフィック)を発生させ、当事業部あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与えること。
- (17) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (18) 前各号に該当する虞があると当事業部が判断する行為。
- (19) その他、第三者又は当事業部の権利を侵害すると当事業部が判断した行為。
- (20) 前各号に明示されたもののほか、法令(主務官庁の諮問等)に基づき取りまとめられたガイドラインも含みます。)に反する行為。

■ 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、地位を継承した者(相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割後の承継会社)は、当事業部所定の書面にこれを証明する書類を添えて当事業部に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、すみやかに契約当事者を1名にしぼったうえで、当事業部に届け出ていただきます。
- (3) 当事業部は、前項の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

■ 料金の請求、支払方法及び支払期限

料金及び工事に関する費用について、当事業部が定める期日までに、支払っていただきます。料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- (1) 当事業部は債権をSFIリーシング株式会社に譲渡します。請求はSFIリーシングが行います。お客様はSFIリーシング株式会社が指定する方法にてお支払いください。
- (2) 利用者による、利用の一時中断の場合はその期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 利用停止の場合はその期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (4) お客様の責めによらない理由により、サービスがまったく利用できない状態(但し、DSLに起因する事象に該当する場合を除きます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき、料金の支払いを要しません。(料金を返還します。)返還する金額はそのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍する部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料です。ただし、フレッツ網等bit-driveネットワーク以外の区間が障害となった場合は支払いを要します。

■ モバイルアクセス LTEにおける割賦販売について

- (1) 割賦支払期間中にモバイルアクセス LTEを解約された場合は、残りの残債を一括でお支払いいただきます。
- (2) 割賦支払期間中にモバイルアクセス LTEの契約を解約された場合、理由の如何を問わず割賦支払額に相当する支援金の支払いは停止します。
- (2) 支援金制度について、変更、中止することがあります。詳しくは、支援金制度の説明をご覧ください。

■ 損害賠償

- (1) 当事業部は、当事業部の原因により本サービスを提供しなかった場合は、当事業部が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。
- (2) 損害賠償額は、サービスが利用できなかった状態を当事業部が知った時刻以降24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金の合計額に限って損害を賠償します。
(詳しくはIP通信網サービス契約約款第66条(責任の制限)を参照ください)

■ 可用性に関する SLA

Nuro アクセスにおいて、可用性に関する SLA を下記の通り定める。

1. 当社は、契約者の申し出により、Nuro アクセスバックボーンとNuro アクセス ONU Ethernet ポート間の SLA が満たされていない事実が認められた場合、次に定める条件に基づき利用料金を契約者に返還するものとします。ただし、これらの事実が自然災害等に起因する場合は、この限りではない。

- (1) 利用料金の返還に関する申請が障害の発生した月の翌月15日までになされていること。
- (2) その他の利用料金の返還事項と重複した場合には、重複した金額の合計を返還すること。ただし、使用料金の返還額の合計は、月額の利用料金を上限とします。
- (3) 利用料金の返還額は、利用料金返還プランに関する次に定める稼働率に基づくこと。なお、稼働率の算定方法については、次の(ア)から(ウ)の通りとします。

稼働率	稼働していない時間	返還額
99.90%	(43分以内)	免責範囲
98.0%~99.9%未満	(43分~14時間24分以内)	利用料金の30分の1
95.0%~98.0%未満	(14時間24分~36時間以内)	利用料金の10分の1

90.0%~95.0%未満	(36 時間~72 時間以内)	利用料金の 3 分の 1
90.0%未満	(72 時間 0 分 1 秒以上)	利用料金の全額

(ア) 月間(毎月1日0時から当月末日23時59分59秒)の稼働率とし、当該月の稼働していない時間を根拠とすること。ただし、5 日前までに通知したメンテナンスの場合を除きます。

(イ) 契約者に起因する障害、機器への電源供給の停止(停電等)や機器の破損または光ケーブルの破損については、稼働率の算定対象外とすること。

(ウ) 稼働率(稼働していない時間)については、当社又は協定事業者にて計測すること。

2. 前項に規定する利用料金の返還については、原則該当月の利用料金から対当額にて相殺することで、返還したものとみなします。

3. 損害賠償は、本 SLA の規定で行うため、上記「損賠賠償」の項目の(1)で規定している返金は行わないものとする。

■ 免責

(1) 当事業部は、利用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

(2) 当事業部は、この契約約款等の変更により、お客様の設備に改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

■ 契約約款/モバイルアクセス 対応機器販売規約

IP 通信網サービス契約約款、モバイルアクセス 対応機器販売規約及び改定に関するお知らせは、当事業部のホームページに掲載します。

URL:<http://www.bit-drive.ne.jp>